

所定疾患施設療養費（I）について

(1) 対象となる入所者様の状態は次の通りです。

イ.肺炎 ロ.尿路感染症 ハ.帯状疱疹 ニ.蜂窩織炎 ホ.慢性心不全の増悪

(2) 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

(3) 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。

(4) 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合は算定できない。

(5) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。

(6) 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

(7) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和5年4月～令和6年3月)

疾患名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
	日数	1	5	0	0	0	0	0	0	10	0	0	2
尿路感染症	人数	3	3	2	4	1	0	4	3	7	4	0	2
	日数	16	15	5	17	3	0	24	21	40	19	0	14
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	1
	日数	0	8	18	0	7	0	7	0	0	0	0	3
慢性心不全	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、血中濃度の測定、聴診、抗生剤の内服・点滴、補液点滴、吸引、酸素吸入
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の内服・点滴、補液点滴、水分補給
帯状疱疹	抗ウイルス剤点滴・内服、軟膏塗布、消炎鎮痛剤等の外用・内服薬
蜂窩織炎	血液検査、抗菌剤の内服・点滴、解熱剤、鎮痛剤
慢性心不全	血液検査、血中濃度の測定、心電図、内服・点滴、補液点滴、酸素吸入